

財 関 第 1361 号
平成 27 年 12 月 21 日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 佐川 宣寿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、平成 28 年 1 月 1 日から、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて」（平成 26 年 11 月 19 日財関第 1185 号）は廃止する。